

## 横浜市国際交流ラウンジ取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は「横浜市国際交流ラウンジの設置及び運営に関する指針」(以下「指針」という。)に関して、横浜市国際交流ラウンジ(以下「ラウンジ」という。)の設置及び運営について、その取扱いの事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「外国人市民」とは、横浜市内に外国人登録をしている者をはじめ、市内に在住、在勤、在学、滞在する日本語のわからない者等をいう。従って、日本国籍に帰化した者、中国帰国者等、日本国籍を有する者で日本語や日本の生活習慣等のわからない者などを広く対象とする。
- (2) 「設置」とは施設の整備に限らず、機能の付加を含むものとする。
- (3) 「運営」とは施設の管理に限らず、事業の実施を含むものとする。
- (4) 「相談」とは、日常生活に関する一般相談であり、専門的な相談については、既存の相談制度あるいは他機関の専門相談を活用するための紹介や通訳派遣を行うなど、補完的役割を果たすものとする。
- (5) 「支援」とは、外国人市民が、既存の市民サービスを支障なく享受し、安心して、快適に日常生活を送るために行う情報提供、相談等であり、外国人市民に対して特別な財政的支援を行うものではない。

### (機能例)

第3条 ラウンジの機能例には、次のものがある。

- (1) 外国人市民に対する情報提供・相談機能
  - ア 日常生活に関する情報提供・相談
  - イ 専門相談の窓口紹介等情報提供
  - ウ 行政窓口等への通訳派遣コーディネート等
- (2) 情報の収集整理機能
  - ア 行政及び民間とのネットワークによる外国語情報の収集・整理
  - イ 行政資料、地域情報、生活情報等の収集・翻訳等
- (3) 人材育成機能
  - ア 外国人支援にかかわる窓口スタッフの育成
  - イ 外国人支援ボランティア講座の実施、ネットワークの構築
  - ウ 地域のNPOへの助言・相談対応
  - エ 日本語教室の指導者育成等

(4) 外国人市民との交流機能

- ア 外国人市民同士、外国人市民と日本人市民が相互理解を図るための交流事業の実施
- イ 行政、NPO 等が実施する交流イベント情報の提供
- ウ 国際理解講座の開催等

(5) その他の機能

- ア 日本語教室の開催
- イ 外国人支援団体、区役所、行政機関、教育機関等とのネットワーク構築等

(ラウンジの設置形態例)

第4条 ラウンジの設置形態は、単独設置のほか、区役所等の行政施設及び民間が所有する施設の一部利用又は市民活動支援センター等の既存の類似事業の機能付加等とし、これにより機能の向上、運営の円滑化及び経費削減を図るものとする。

(運営方法)

第5条 運営は次の方法で実施することとする。

- (1) 委託の場合には、全事業を運営を担う団体に一括委託するほか、別途、経理事務の委託や人材派遣の活用など、多様な方法で実施する。
- (2) 直営の場合には、区役所が嘱託員等の配置を行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、国際交流ラウンジの設置及び運営に関し、必要な事項は別途国際局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に関し既に設置されているラウンジの運営に関して必要な経過措置は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成23年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成27年4月1日から施行する。